

「発達の段階一覧表」を踏まえた				
	内容項目の理解	実態把握	教材の活用	
指導観	社会的組織全体の視点から考えることができるようになる時期。 「法やきまりのよりよい在り方」「規律ある安定した社会の実現」に重点を置いて指導する。	社会通念としての規範やこれまでの価値観を捉え直すことができるようになる。 法やきまりができた意味や理由を考慮することができる一方で、時と場合により、きまりは守らなくても良いのではないかと考える生徒もいる。	教材は「二通の手紙」を活用する。法やきまりに他律的に従うことがある発達の段階であることを踏まえ、「きまりを守らせる側」と「きまりを守る側」双方の立場で考え、議論することをきっかけとして、「法やきまりの在り方」について考えさせる。	

ねらい
守る側と守らせる側の双方の立場から法やきまりについて考え、議論することを通して、法やきまりのよりよい在り方を積極的に考えようとする道徳的実践意欲や態度を育てる。

手立て
「元さんの行動に対する罰則は妥当なものかを考える」ことをきっかけとして、守る側と守らせる側の双方の立場から法やきまりについて議論できるように、発問を構成する。

指導の手立ての具体（想定する児童生徒の反応から目指す姿にまでの過程）




元さんに対する罰則は、厳しいのですか。適当ですか。軽いですか。



もっと厳しくてもいい。子供が死んだら大変だ。

【補助発問】園はなぜ厳しい罰則を与えたのでしょうか。

元さんのことを考えるとそこまでしなくてもいい。

お客様の安全に対する責任があるから、厳しい罰則を与えた。

厳しすぎる。他の人も罰を受けるべきではないか。

【補助発問】園の決まりは見直すべきなのでしょうか。

身の回りにある法や決まりに疑問を感じるものはありますか。

実態把握から想定した生徒の問題意識

テレビで夫婦別姓のことをやっていた。

SNSの誹謗中傷はもっと厳罰化した方がよい。

飲酒運転はもっと厳罰にすべきだ。

【補助発問】身近なところで、おかしいと思う決まりやルールはありませんか。

ブラック校則と言われるもの。

社会の中の法や決まりについて、どんなことを考えましたか。

本時で目指す生徒の発言や考え

決まりは守る人を幸せにするためのものである。

国民全員にとって役に立つ決まりであることが大切だ。

時代に合わない決まりなどは見直してよりよいものにしていくべきではないか。

守ることで、安心、安全を得られるが、多くの人が納得しているものがよい。

第2学年道徳科学習指導案

指導月日 令和〇年 〇月 〇日

授業者 〇〇 〇〇

- 1 主題名 よりよい法やきまりの在り方を求めて「C-(10) 遵法精神, 公德心」
教材名 「二通の手紙」(文部科学省 私たちの道徳 中学校)

2 指導観

(1) 内容項目の理解

本主題は、中学校学習指導要領(平成29年告示)の次の内容を受けて設定されたものである。

第3章 特別の教科 道徳 第2 内容 [遵法精神, 公德心]

法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。

中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編では、中学校に入ると、入学して間もない時期は、「法やきまりはルールだから従うもの」と他律的に捉えている生徒が多いが、学年が上がるにつれて、法やきまりの意義を理解しながらも、自分たちを拘束するものとして反発したり、自分の自由や権利を強く主張したりする傾向が見られる段階であるとしている。

また、中学生は、ルールやマナーなどのきまりや、自分の価値観を捉え直そうとする時期、社会の在り方や社会を支える人々等の視点から物事を考えられるようになる時期でもある。

以上のことから、内容項目の「きまりのよりよい在り方」について考えることや、「規律ある安定した社会の実現」に重点を置いて指導していく。

(2) 実態把握

中学生になると、行為の結果と動機のどちらも踏まえて深い思索ができるようになる。また、一つの事柄について、様々な価値と関わらせながら多面的・多角的に考えることができるようになってくる。

生徒は、法やきまりを作る側の立場に立って、法やきまりができた意味や理由を考えることができる。一方で、法やきまりに他律的に従い、時と場合により、きまりは守らなくてもよいのではないかと考える生徒もいるなど、法やきまりについて多様な考えを持って授業に臨むことが想定される。

(3) 教材の活用

本教材は、動物園の規則を理解しながらも、2人の姉弟への人情を大切にされた結果、規則を破ったことに対して厳しい処罰が下される内容である。

2人の姉弟の思いを大切にされた「元さん」の行動に理解を示しつつも、法やきまりは守るべきものであることを確認した上で、法やきまりは、守る側と、それらを作り守らせる側との双方に考えがあることに気付かせる。さらに、法やきまりには意味や役割があるが、それらが時代や社会に合わないものであったり、遵守することで不公平を生じたりした場合、どのように向き合っていくかを考え、議論させたい。

中学生は、自他を客観的に捉え、物事に対して客観的な見方ができるようになる時期である。法やきまりなどの社会通念としての規範意識も、自分の価値観で捉え直し、社会的組織全体の視点から考えることができるようになる。きまりを遵守することを理解しつつも、きまりの在り方についても考えることができる、生徒の実態にふさわしい教材であると言える。

3 本時の指導

(1) ねらい

守る側と守らせる側の双方の立場から法やきまりについて考え、議論することを通して、法やきまりのよりよい在り方を積極的に考えようとする道徳的実践意欲や態度を育てる。

(2) 手立て<発問構成の工夫、板書の工夫>

本時の指導の手立てとして、発問を通して、まず、元さんの行動に対する罰則は適当であるかを考えさせる。園のきまりを守らなかった元さんの行動と、それに対する罰則について検討し、人情を大切にしたい元さんの行動について考えさせる。

次に、きまりを作り守らせる立場があることを理解した上で、時代や社会に合っていないきまりや、それを守ることで不公平が生じるような例がないかを検討させる。その際、取り上げる例に対して、守る側と守らせる側の双方の視点からどのような考え方が整理して板書していく。

以上のことから、社会において法やきまりはどのような意味や役割があるのか、また、規律ある安定した社会にしていくために、それらにどのように向き合っていくかを考えさせる。

(3) 指導過程（別ページ）

(4) 評価

<生徒の評価>

○元さんに対する罰則について検討することを通して、法やきまりの在り方を多面的・多角的に考えることができたか。（多面的・多角的）

○法やきまりの在り方を考えることを通して、守る側と守らせる側それぞれの立場できまりとどう向き合うかを、自分自身との関わりで考えることができたか。（自分との関わり）

<指導方法の工夫に対する教師の評価>

○きまりを守る側と守らせる側の双方の立場から考えさせる活動について、授業づくりにおいて想定した発達段階に応じた生徒の様子（発言、ワークシートへの記述）が見られたか。

(5) 準備物

教師：教材文、ワークシート、資料

(6) 板書計画（ワークシートと連動し、書くことが把握できるようにする）

日付 /		
① 適当である・厳しすぎる・軽すぎる理由	守らせる側	守る側
	②	校則
	清潔感 受験に対応 身だしなみの意識	（制服、髪型等） 強制はいや 無意味なものもある 自由度も保証して
万が一女の子がけがをしたりしたら大変だったので、妥当な処分だと思う。	元さんの優しさや、協力した職員への処分も検討してほしい。	命に関わる問題だから、解雇でもよいくらいだ。

指導過程

段階	学習活動 ○基本発問 ◎中心発問 ▼補助発問	予想される生徒の反応	指導上の留意点 ○評価 【 】評価方法
導入 15分	<p>1 主題に関わる問題意識を持つ。 ○教材文を読みます。</p> <p>○この話を読んで、分かったこと気付いたこと、思ったことを隣同士で意見を交換します。</p> <p>○元さんが守らなかったきまりが2つあります。何と何ですか。</p> <p>2 教材から遵法精神について考える。 ○元さんに対する罰則は、厳しいですか。適当ですか。軽いですか。 (ワークシート①に記入) ▼園は、なぜ厳しい罰則を与えたのでしょうか。 ▼園のきまりは、見直すべきなのですか。 ▼保護者のつかない未就学幼児も入園を許可しますか。 〔資料2〕 ▼子供たちがけがなどをしたらどうしますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なんとなくモヤモヤする。 ・元さんは辞める必要はない。元さんだけが辞めることは納得がいかない。 ・ルールを守ることは大切。 ・入園終了時刻を過ぎて入園させたこと。 ・幼児のみで入園させたこと。 ・厳しいと思う。元さんと同じ考えの人も他にいた。 ・適当である。辞めたのは元さんの意志で、規則を守らなかった処分だから仕方がない。 ・もっと厳しくてもいい。子供が死んだら大変だ。 ・お客さんの安全に対する責任があるから、厳しい罰則を与えた。 ・園のきまりは見直す必要はない。 ・元さん一人が責任を取ることではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・元さんの言動に留意して読むことを伝える。 ・数名に発表させて、教材文を読んだ最初の感想を全体で共有させる。 ・元さんが守らなかった園のきまりとその意味について考えさせる。 <p><手立ての具体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>元さんに対する罰則について考えることで、きまりを作る側の立場や意図を考えさせ、元さんに同情する考えについても押さえる。(発問構成の工夫)</u> ・「戒告」「減給」「停職」「解雇」の中で上から2番目に重い罰則であることを押さえる。 〔資料1〕 ・問いに対してどの立場を取るかの発問をすることで、考えの大枠を決めてから自分の意見を発表できるように支援する。 ・法ときまり(園の規則等)の違いについて押さえる。 ・厳しい、適当、軽いの三つの立場からそれぞれの意見を発表させ全体で共有する。 <p>○多面的・多角的 【発言・ワークシート】</p>

<p>展開 30分</p>	<p>3 法やきまりの意味や在り方について考える。</p> <p>◎身の回りにある法やきまりに疑問を感じるがありますか。</p> <p>▼身近なところで、おかしいと思うきまりやルールはありませんか。 (ワークシート②に記入)</p> <p>(▼校則はあったほうが良いですか。ないほうが良いですか。)</p> <p>(▼校則の無い学校があります。校則の無い学校についてどう思いますか。)</p> <p>○社会の中の法やきまりについて、どんなことを考えましたか。 (ワークシート③に記入) (※時間が無い場合、授業の感想を書かせる。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・校則(髪型等)。 ・テレビで SNS での誹謗中傷についてやっていた。 ・飲酒運転はもっと厳罰にすべきだ。 ・校則がないと、逆にどうしていいかわからない。 ・意味のない校則は見直した方がよい。 ・きまりは守る人を幸せにするためのものである。 ・守ることで安心、安全を得られるが、多くの人が納得しているものがよい。 ・きまりは、関わる人全員にとって役に立つものであることが大切だ。 ・時代に合わないきまりなどは見直してよりよいものにしていくべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・園のきまりはなぜあるのかを考え、法やきまりには、それを作る人の立場もあることを押さえる。 <p><手立ての具体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>守る側と守らせる側の双方の視点からどのような考え方があるかを整理して板書する。</u> ・教材の話題をきっかけにして、きまりについて、守る側と、きまりを作り守らせる側との両方の立場から考えさせる。 ・グループ内で出た意見から一つについて考えさせる。その後、グループ毎に発表し、一つずつ全員で検討する。 ・発表させた意見は要約して板書に残し、必要なものはワークシートにメモをさせる。 ・必要があれば、きまりとルール、マナーの概念について捉え方を示す。 (※校則がない学校も、校則=社会のルールという認識を持っていることを伝える。〔資料3〕) <p>○自分との関わり 【発言・ワークシート】</p>
<p>終末 5分</p>	<p>4 本時で学んだことをまとめる。</p> <p>○今日の授業の感想を書いてください。 (ワークシート④に記入)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの生徒の発言を補う形として、きまりについて教師の考え方を提示してもよい。平和の反対語は「無秩序」である。 〔資料4〕 ・曖昧な基準に一定の線を引いているのがきまりである。 ・きまりは時代と共に変化することもある。 ・与えられたきまりを盲目的に守るのではなく、きまりの意味を考え自分なりに向き合うことが大事。

資料 1

懲戒処分の種類



「戒告」：口頭での注意

「減給」：一定期間、給料を減額する

「停職」：一定期間、仕事を休ませる

「解雇」：解雇する、退職させる

資料 2

<p>動物園規則（入園拒否） 第6条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保護者のつかない未就学幼児 2 泥酔者 3 他に害を及ぼすと認められる病人 4 （前略）他に迷惑を及ぼし，又その恐れがあると認められる者 	<ol style="list-style-type: none"> 5 動物を引き連れ、又は他に迷惑危害を及ぼす危険物等を携帯している者 6 棒、石その他のもので動物に危害を加え、又その恐れのあるもの 7 その他の動物園の管理上支障があると認められるもの <p style="text-align: right;">—○○○○○動物園規則（抜粋）—</p>
--	--

資料 3

<p>10の無いと自由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 校則がない 2. 授業開始と終了のチャイムがない 3. 中間や期末などの定期テストがない 4. 宿題がない 5. 服装・髪型の自由 6. スマホ・タブレットの持ち込み自由 7. 登校時間の自由 8. 授業中に廊下で学習する自由 9. 授業中に寝る自由 10. 授業を「つまらない」と批判する自由 	<p>○○○○立○○中学校3つの心得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・礼儀を大切にする ・出合いを大切にする ・自分を大切にする
---	---

資料 4

平和 ⇔ □□□